



東京

高齢性難聴補聴器購入補助制度を 全国で大きく広げよう！

広がる補聴器購入助成制度

高齢性難聴補聴器購入助成制度を
求める決議は全国300自治体(全
日本年金者組合調べ)にのぼり、事
業実施数は拡大傾向です。

国は「難聴と認知症の因果関係は
認められない。」としつつも、補聴
器の効果の調査・研究に着手してい
ます。今こそ、さらに運動を全国で
大きく広げるチャンスです。

II 東京の闘いの教訓から II

東京都は2019年4月1日の
「高齢社会対策区市町村包括支援事
業実施要綱」(以下「要綱」)で高齢
性難聴補聴器購入費助成事業を開始
しました。当該要綱策定以降、運動
が急速に進み、23区と多摩島しょ部
11自治体(2024年12月1日現
在)が実施しています。

東京都は2024年4月から都道
府県レベルで初の「高齢者聞こえの

コミュニケーション支援事業」(以
下「新事業」)を開始しました。

主な事業内容は以下の5点です。

- ① 65歳以上で聴力が40dB(デシベ
ル)以上。
 - ② 対象は住民税非課税者。
 - ③ 補聴器支給補助の上限額を14万4
900円。
 - ④ 補助率は区市町村負担の2分の1
 - ⑤ 5年を超えた場合に再支給する。
- 評価すべきは、以下の2点です。
- ① 第9期東京都高齢者保健福祉計画
に位置付けられ、今後安定した事
業となる。
 - ② 補助上限額は「要綱」で最高であつ
た港区の1万3700円を上回り、
実施区市町村の上限を底上げする
土台となる。
- しかし改善すべき点もあります。
- ① 補助率は都の2分の1を当面、3
/4とし、100%をめざす
 - ② 対象者の所得制限を撤廃する

③ 都が区市町村へ専門家を配置した

「聞こえの相談窓口設置」等に財
政的な支援を行う

東京都は「アクションプラン」で
「2026年度までに全区市町村で
実施」の目標としています。

実施区市町村では独自の事業の対
象者、実施内容を採用している例が
あります。

新宿区は現物給付で自己負担20
00円(生活保護受給者は免除)、江
東区は現物給付を採用。台東区は住
民税非課税の人は14万4900円上
限・住民税課税の人は7万2400
円上限、世田谷区は片耳5万円、両
耳で10万円上限。千代田区は、障害
者支援法及び中等難聴者の対象とな
らない方で年齢不問。品川区は対象
者の所得制限を撤廃しました。

補聴器の使用で生活改善を

難聴は家族も含めた人との交流に
支障が生じ、生活の質的な低下をも
たらします。

国は障害者総合支援法に基づく補
装具として補聴器給付をしています。

対象年齢は不問ですが、「両耳が70

dB以上で障害者手帳6級以上取得が
条件です。非課税者は自己負担無し
ですが、それ以外は3万7200円
の自己負担があります。また、日本
政府が姿勢を変えないことから、全
国の保護者・教育者・医療関係者が「就
学難聴児の社会参加と学習権の保障
を！」の運動を展開し、軽度・中等
度難聴児に対する補聴器購入助成制
度が全都道府県と政令指定都市、市
町村の単独事業を実施させています。
対象は「30デシベル以上」「0歳
高校生まで」が多数ですが、国の補
助がないことから補助額や補助内容
には格差が生じています。

国の障害者施策を変えさせるため、
政府に以下を求めましょう。

- ① 聴力を30デシベル以上とすべきです。
- ② 所得制限を撤廃し、自己負担を無
くすべきです。
- ③ 難聴を含めた検診を公費で実施す
ること。
- ④ 補聴器は保険適用とすること。
- ⑤ 聞こえの相談、補聴器の修理・調
整を公費で実施すること。

東京都生活と健康を守る会連合会

医療・福祉対策部部长 田中 伸治